



熊本県公報

第11742号

平成20年9月26日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則… (健康危機管理課)	1
告 示	
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害がん具類等の指定… (交通・くらし安全課)	2
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害図書等審査団体の指定… (〃)	2
○過疎代行路線の工事完了に伴う告示… (道路整備課)	2
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し… (税務課)	3
○熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更の許可… (市町村総室)	3
○道路の供用開始… (道路保全課)	3
○道路の区域変更… (〃)	3
○道路の区域変更… (〃)	4
○内水面における漁場計画… (水産振興課)	4
公 告	
○熊本都市計画地区計画(熊本市)の決定… (都市計画課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づく届出… (商工政策課)	5
○平成20年度砂利採取業務主任者試験の実施… (産業支援課)	5
○熊本県情報ギガハイウェイ用幹線系通信回線サービスに係る一般競争入札の結果… (情報企画課)	6
○土地改良区役員の退任及び就任… (農村計画・技術管理課)	6
○土地改良区役員の退任及び就任… (〃)	7
○土地改良事業の工事完了… (〃)	8
○橋梁の撤去に伴い発生した鋼材の処分(売却)に係る一般競争入札… (道路整備課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づく届出… (商工政策課)	9
○大規模小売店舗立地法に基づく届出… (〃)	10
○大規模小売店舗立地法に基づく届出… (〃)	10
○宇土都市計画下水道(富合公共下水道)の変更… (都市計画課)	10
訓 令	
○熊本県交通事故損害賠償審査会規程の一部を改正する訓令… (人事課)	11
登 載 依 頼	
○平成20年度第1回熊本県熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催… (医療政策総室)	11
○平成20年度第2回熊本県公益認定等審議会の開催… (私学文書課)	12
○第2回くまもとの夏4ヵ年戦略策定委員会… (企画課)	12

規 則

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第53号

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第6条中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に、「行うこととする」を「行うものとする」に改める。

第7条第2項、第8条及び第10条中「行うこととする」を「行うものとする」に改める。

別記様式中「別記様式」を「別記様式（第9条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第846号

平成10年熊本県告示第292号（熊本県少年保護育成条例に基づく少年に有害ながん具類等の指定）の全部を熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第10条第1項の規定により、少年に有害ながん具類等として、平成20年9月16日次のように指定し、改正したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	名 称	形状・構造	指定理由
刃物類	固定式ナイフ	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第17条の規定により測定した刃体の長さ（以下「刃体の長さ」という。）が6センチメートルを超えるナイフであって、刃体が柄に固定され、刃先が片側又は両側にあるもの（くだものナイフ、切出し、カッターナイフ、小刀、ペーパーナイフ、キッチンナイフ、包丁、パン切りナイフ、冷凍ナイフ、食事用のナイフ、電工ナイフ及びカミソリナイフを除く。）	人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれがあるため。
	折りたたみ式のナイフ	刃体の長さが6センチメートルを超えるナイフであって、通常は柄の内部に刃体が収納され、使用に際し、刃体又は柄を回転させることによって開刃させ、刃体と柄を直線的に固定させる装置を有するもの（銃砲刀剣類所持等取締法施行令第9条第2号に規定する折りたたみ式のナイフ及びキャンプ等で使用するツールナイフを除く。）	
	スライド式のナイフ	刃体の長さが6センチメートルを超えるナイフであって、通常は、柄の内部に刃体が収納され、使用に際し、止め具を外して柄を振ること等により刃体を露出させ、止め具によって刃体を柄に固定させる装置を有するもの（クラフトナイフ及びカッターナイフを除く。）	

熊本県告示第847号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第9条第3項第2号の規定に基づき、平成20年9月16日、次のとおり団体を指定した。

平成20年9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 団体の名称及び主たる事務所の所在地
日本映像倫理審査機構
東京都千代田区平河町1丁目7番3号 半蔵門堀切ビル3階
- 2 指定の理由
上記団体は、平成8年熊本県告示第681号により団体指定した日本ビデオ倫理協会の業務が平成20年7月1日をもって移管された団体で、上記団体が行う審査に係る倫理規定、審査基準等が熊本県少年保護育成条例の目的達成上適切であり、かつ、当該審査を確実に実施できる能力を有していると認められる。

熊本県告示第848号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づく天草市道の改築工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成20年9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

路 線 名	工 事 完 了 区 間	延 長 (メートル)	完 了 年 月 日
天草市道 五和中央線	(起点) 天草市五和町城河原一丁目字櫻ノ迫 2795番3地先 (終点) 天草市五和町城河原一丁目字櫻ノ迫 2798番2地先	150.0	平成20年 9月2日

熊本県告示第849号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成20年9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	代 表 者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
岡田商事株式会社	代表取締役 岡田 勝之助	熊本市上熊本二丁目5番8号	平成20年9月 1日

熊本県告示第850号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成20年9月12日付けで熊本県後期高齢者医療広域連合長から申請のあった熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更を平成20年9月19日付けで許可した。

平成20年9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第851号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年9月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	玉名植木線	鹿本郡植木町大字平野字東原 75番7地先から 同町大字平野字東谷 63番1地先まで	200.0	道路法 第24 条工事

2 供用を開始する期日 平成20年9月26日

熊本県告示第852号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年9月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

一般国道	445号	人吉市宝来町字下町 1293番3地先から 同所 1295番6地先まで	前	6.2 ～ 6.2	53.6	道路法 第24 条工事
			後	6.2 ～ 8.2	53.6	

2 区域を変更する期日 平成20年9月26日

熊本県告示第853号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年9月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	郡浦網田線	宇土市下網田町字独地藏 1594番3地先から 同市下網田町字木藤三 1867番2地先まで	前	4.2 ～ 8.6	575.0	単道改
			後	4.2 ～ 8.6	575.0	
				8.6 ～ 41.6	608.2	

2 区域を変更する期日 平成20年9月26日

熊本県告示第854号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、内水面における漁業権の内容たる漁業の免許について、漁業種類及び漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び区域、その他免許の内容たるべき事項、地元地区、制限又は条件、存続期間、免許予定日並びに申請期間を次のとおり定めた。

平成20年9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第3種区画漁業 しじみ養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 宇城市松橋町及び小川町

(4) 漁場の区域 県道鏡八代線砂川橋から下流200メートルの地点から下流の八枚戸川及び砂川河口から上流1,000メートルまでの砂川

2 地元地区 宇城市松橋町及び小川町

3 制限又は条件 公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではない。

4 漁業権の存続期間

漁業権の種類	漁場計画番号	存続期間
区画漁業権	内区第1号	免許の日から 平成25年12月31日まで

5 免許予定日 平成21年1月1日

6 免許申請期間 平成20年10月1日から平成20年10月31日まで

公 告**熊本県公告第 6 7 4 号**

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 0 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 2 0 条第 2 項の規定により次のように公衆の縦覧に供する。

平成 2 0 年 9 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画（熊本駅前南 A 地区地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 6 7 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 0 年 9 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ富合店
下益城郡富合町大字清藤字突田 4 8 番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 1 0 号
 - (2) 小売業を行う者
同上
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成 2 1 年 5 月 1 1 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
8, 1 7 8 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
2 5 0 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
1 5 台
 - (3) 自動二輪車駐車場の収容台数
1 5 台
 - (4) 荷さばき施設の面積
6 0 2 平方メートル
 - (5) 廃棄物等の保管施設の容量
3 6 . 8 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 7 時 閉店時刻 午後 9 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 6 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
4 箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 8 時から午後 3 時まで
- 7 届出年月日
平成 2 0 年 9 月 1 0 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局総務振興課
平成 2 0 年 9 月 2 6 日から平成 2 1 年 1 月 2 6 日まで

熊本県公告第 6 7 6 号

砂利採取法（昭和 4 3 年法律第 7 4 号）第 1 5 条の規定に基づく知事が行う平成 2 0 年度砂利採取業務主任者試験については、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和 4 3 年通商産業省令第 8 0 号）第 8 条の規定に基づき次のとおり実施する。

平成 2 0 年 9 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 試験を実施する日時
平成 2 0 年 1 1 月 1 4 日（金）
午前 1 0 時から正午まで
- 試験を実施する場所
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県庁本館 7 階 7 0 1 会議室
- 試験の方法及び科目
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。
（1）砂利の採取に関する関係法令
（2）砂利の採取に関する技術的事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 受験願書の受付期間等
平成 2 0 年 1 0 月 2 0 日（月）から平成 2 0 年 1 0 月 3 1 日（金）まで（閉庁日を除く。）。受付時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。なお、郵送による申込みの場合は、1 0 月 3 1 日までの消印があるものに限り受け付ける。
- 提出書類
（1）受験願書
（2）履歴書
（3）受験票（裏面に郵便番号、住所及び氏名を記載し、切手をはること。）
（4）写真（手札形とし、受験願書提出前 6 か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
（5）受験手数料
受験願書提出のときに、熊本県収入証紙により 8 , 0 0 0 円を納付すること。
- 受験願書の請求先及び提出先
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県商工観光労働部産業支援課資源班
電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 3 2 2（ダイヤルイン）

熊本県公告第 6 7 7 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 0 年 9 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県情報ギガハイウェイ用幹線系通信回線サービス 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県地域振興部情報企画課電子県庁管理班
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
- 落札者を決定した日
平成 2 0 年 8 月 2 7 日
- 落札者の名称及び所在地
西日本電信電話株式会社 熊本支店
熊本市桜町 3 番 1 号
- 落札金額
1 0 , 6 1 4 , 0 5 9 円（うち消費税及び地方消費税の額 5 0 5 , 4 3 1 円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
平成 2 0 年 7 月 1 6 日

熊本県公告第 6 7 8 号

宇土市に事務所を置く花園土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 0 年 9 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	成田 勝	宇土市松山町 1 8 8 2 番地
理事	松本 一一	宇土市岩古曾町 2 5 0 番地の 1
理事	平田 貞満	宇土市花園町 1 2 6 2 番地

理事	山口 実	宇土市岩古曾町 1 4 6 3 番地
理事	岡崎 房義	宇土市立岡町 4 5 5 番地
理事	本田 学	宇土市境目町 9 4 9 番地の 2
理事	吉田 忠弘	宇土市善道寺町 6 7 3 番地
理事	守田 新一	宇土市花園町 1 9 7 8 番地
理事	古堀 孝一	宇土市古保里町 1 0 2 4 番地
監事	釜賀 隆	宇土市立岡町 4 0 6 番地
監事	伊豫 忠義	宇土市岩古曾町 2 2 8 番地
監事	関 健一	宇土市松山町 9 0 6 番地
就任		
理事	那須 稔	宇土市岩古曾町 2 5 9 番地
理事	山下 和治	宇土市岩古曾町 1 4 2 8 番地の 1
理事	林原 清	宇土市花園町 1 1 1 9 番地
理事	関 健一	宇土市松山町 9 0 6 番地
理事	岡崎 房義	宇土市立岡町 4 5 5 番地
理事	本田 学	宇土市境目町 9 4 9 番地の 2
理事	吉田 忠弘	宇土市善道寺町 6 7 3 番地
理事	守田 新一	宇土市花園町 1 9 8 1 番地
理事	堀内 信行	宇土市古保里町 1 0 7 4 番地
監事	山内 貞幸	宇土市花園町 1 2 3 3 番地
監事	井上 毅	宇土市古保里町 1 0 8 0 番地
監事	河野 直行	宇土市善道寺町 7 0 3 番地

熊本県公告第 6 7 9 号

宇城市に事務所を置く松橋外一ヶ町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 0 年 9 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	池田 昭一	宇城市松橋町浦川内 9 4 2 番地
理事	西村 智	宇城市松橋町久具 2 8 6 2 番地
理事	外村 和義	宇城市松橋町両仲間 6 0 5 番地
理事	本崎 弘	宇城市松橋町竹崎 1 4 3 8 番地
理事	上田 盛雄	宇城市松橋町西下郷 4 3 7 番地
理事	田崎 留喜	宇城市松橋町豊崎 1 0 5 3 番地
理事	入江 寛	宇城市松橋町南豊崎 1 番地
理事	野口 久男	宇城市松橋町萩尾 1 5 9 2 番地
理事	木下 覚	宇城市小川町新田出 1 6 6 4 番地
理事	柳田 慎矢	宇城市小川町北小野 9 7 0 番地
監事	守田 武志	宇城市松橋町豊福 8 2 6 番地
監事	緒方 健次	宇城市松橋町南豊崎 7 9 番地の 1
監事	大嶋 克己	宇城市松橋町西下郷 1 4 5 5 番地の 1
監事	椿原 光雄	宇城市松橋町大野 1 6 9 番地
監事	内野 征也	宇城市小川町河江 8 7 9 番地
就任		
理事	西村 智	宇城市松橋町久具 2 8 6 2 番地
理事	本崎 弘	宇城市松橋町竹崎 1 4 3 8 番地
理事	奥村 徹	宇城市松橋町豊福 4 0 2 番地
理事	坊村 政章	宇城市松橋町西下郷 3 4 7 8 番地
理事	小田 榮	宇城市松橋町豊崎 8 5 4 番地
理事	入江 寛	宇城市松橋町南豊崎 1 番地

理事	坂田 勝美	宇城市松橋町萩尾 6 1 8 番地
理事	坂田 彰	宇城市松橋町浦川内 2 6 5 1 番地
理事	木下 覚	宇城市小川町新田出 1 6 6 4 番地
理事	坂本 直人	宇城市小川町北小野 5 0 3 番地の 2
監事	椿原 光雄	宇城市松橋町大野 1 6 9 番地
監事	村上 豊	宇城市松橋町内田 1 1 6 7 番地の 1
監事	木村 吉森	宇城市松橋町両仲間 9 0 3 番地
監事	宮田 清二	宇城市松橋町豊崎 1 2 1 7 番地の 1
監事	塚田 要	宇城市小川町河江 1 1 4 2 番地

熊本県公告第 6 8 0 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成 2 0 年 9 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理、 農業用排水施設	乙 畠 口 （熊本市）	平成 1 5 年 1 1 月 2 8 日	平成 2 0 年 3 月 3 1 日	熊本県

熊本県公告第 6 8 1 号

県有財産を次のとおり売却する。
平成 2 0 年 9 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
上益城郡甲佐町大字西寒野
（一般国道 4 4 3 号日和瀬橋横（緑川左岸））
旧日和瀬橋撤去に伴う発生鋼材 7 8 . 0 トン
- 2 入札期日
平成 2 0 年 1 0 月 7 日（火） 午前 1 0 時
- 3 入札場所
上益城郡山都町下馬尾 2 6 5 番地 熊本県上益城地域振興局土木部 大会議室
- 4 入札の方法
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 5 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 入札保証金
入札に参加しようとする者は、契約希望金額の 1 0 0 分の 5 以上の金額を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は契約担当者が確実と認める金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手（振り出しの日から 7 日を経過していないもの）により行われなければならない。契約担当者が確実と認める金融機関とは、熊本（ 4 3 0 1 ） 手形交換所加盟金融機関のこと。なお、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、熊本県に帰属する。
- 6 開札期日
入札終了後即時
- 7 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、熊本県が発行する納入通知書により払い込み、その写しを提出しなければならない。
- 8 入札参加資格
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
（1） 入札に係る契約を締結する能力を有しない者
（2） 破産者で復権を得ない者
（3） 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していない者
- 9 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による
提出期限 平成 2 0 年 1 0 月 6 日（月） 午後 5 時

- (郵送の場合は提出期限までに必着)
- 提出先 上益城郡山都町下馬尾 2 6 5 番地 熊本県上益城地域振興局土木部土木総務課
- 1 0 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 個人の場合 印鑑証明書
- (2) 法人の場合 印鑑証明書
- (3) 代理人を入札に参加させる場合 (1) 又は (2) に掲げる書類、委任状
- 1 1 その他
- (1) 契約締結期限 平成 2 0 年 1 0 月 1 4 日 (火)
- (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する
- (3) 鋼材の搬出期限 契約書により指定する
- (4) 物件の数量を契約書に定めるとおり計量し、契約金額の変更について契約を行うものとする。
- (5) 契約締結場所 上益城郡山都町下馬尾 2 6 5 番地 熊本県上益城地域振興局土木部土木総務課
- (6) 入札参加者は、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例 (昭和 3 9 年熊本県条例第 2 3 号)、熊本県会計規則 (昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号) 等を承知のうえ入札するものとする
- (7) 問い合わせ先
熊本県上益城地域振興局土木部土木総務課 (電話 0 9 6 7 - 7 2 - 1 1 0 1 内線 5 0)

熊本県公告第 6 8 2 号

大規模小売店舗立地法 (平成 1 0 年法律第 9 1 号) 第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 2 0 年 9 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングモールさくらの森
熊本市桜木六丁目 6 番 1 号
- 2 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 東部ショッピングセンター
変更後 ショッピングモールさくらの森
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
清正製菓株式会社 代表取締役 松田茂男 熊本市貢町 5 3 7 番地 1 8	(退店)
(新規出店)	株式会社サンドラック 代表取締役 才津達郎 東京都府中市若松町一丁目 3 8 番地の 1
(新規出店)	有限会社白い貴婦人 代表取締役 松田茂男 熊本市貢町 5 3 7 番地 1 8
(新規出店)	地球文化屋株式会社 代表取締役 秋田泰史 福岡県福岡市東区多の津二丁目 6 番 4 号
(新規出店)	マルシェ株式会社 代表取締役 宮崎慎一 福岡県福岡市中央区天神四丁目 5 番 1 5 号

- 3 変更の年月日
平成 2 0 年 9 月 8 日
- 4 変更する理由
営業施策のため
- 5 届出年月日
平成 2 0 年 9 月 8 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工政策課
- (2) 縦覧期間
平成20年9月26日から平成21年1月26日まで

熊本県公告第683号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成20年9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (1) ゆめタウンサンピアン店（熊本市上南部二丁目2番2号）
 (2) ゆめタウンはません店（熊本市田井島一丁目2番1号）
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日
 平成20年9月1日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

承継前	株式会社ゆめタウン熊本 代表取締役 吉田恒彦 熊本市田井島一丁目2番1号
承継後	株式会社イズミ 代表取締役 山西泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号

- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
 吸収合併のため
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積
 (1) 24, 839平方メートル
 (2) 43, 146平方メートル
- 6 届出年月日
 平成20年9月10日

熊本県公告第684号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成20年9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ゆめタウンはません店
 熊本市田井島一丁目2番1号
- 2 変更した事項
 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を営む者の法人代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ベスト電器	同 左
福岡市博多区千代六丁目2番33号	同 左
代表取締役社長 有菌憲一	代表取締役社長 濱田孝

- 3 変更の年月日
 平成20年5月30日
- 4 変更する理由
 代表取締役変更のため
- 5 届出年月日
 平成20年9月10日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 (1) 縦覧場所
 熊本県商工観光労働部商工政策課
 (2) 縦覧期間
 平成20年9月26日から平成21年1月26日まで

熊本県公告第685号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18

条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、富合町（10月6日以降は、熊本市富合町）の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成20年9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
宇土都市計画下水道 富合公共下水道
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
富合町大字釈迦堂字上廻渕、大字大町字古川、字前田、字大芦、字早高、大字鳥場字鳥場、大字小岩瀬字居屋敷、字長碓、字天神免、字中島、字中須本、字安善坊、字渡塘坊、大字国町字中坪、大字莎崎字太郎丸、字上莎、字境目、大字碓江字地方、字園田、大字西田尻字下前田、大字田尻字大袋、字天神木、字八反田、字四反田、字戸崎前、字平碓、字六反田、字穂足、大字清藤字間添、字突田、字水町、字居合、字平木、字牛間、字西ノ前、字塘添、字天神免、字壺町田、大字志々水字天神免、字裏田、字八反田、字大坪、字居合、大字古閑字裏免、字前村田、字鎌原、字下江中島、字江中島、字四反田、大字南田尻字長六、字馬場口、字潮入、字辻、字深田、字北村、大字新字田尻分、字古閑分、字清藤分、大字廻江字外平、字裏田、字江端、大字榎津字四ノ坪、字中屋敷、字戸坂町、大字木原字鱈塚、字永宮、字目黒町、大字御船手字北崎の各一部
なお、10月6日以降は、「富合町」は「熊本市富合町」となります。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県宇城地域振興局土木部企画調査課、富合町役場建設課（10月6日以降は、熊本市富合総合支所建設課となります。）
- 4 縦覧期間
平成20年9月26日から平成20年10月10日まで

訓 令

熊本県訓令第48号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県交通事故損害賠償審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成20年9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県交通事故損害賠償審査会規程の一部を改正する訓令
熊本県交通事故損害賠償審査会規程（昭和47年熊本県訓令第116号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「会計管理者、総務部次長」を「総務部次長、出納局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

登 載 依 頼

熊本県熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

熊本県熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成20年9月26日

熊本県熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会会長

- 1 開催日時
平成20年9月30日（火）
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館10階 1001会議室
- 3 議題
（1）救急告示医療機関認定の更新について
（2）その他報告事項等
- 4 非開示事項
上記議題のうち、（1）「救急告示医療機関認定の更新について」
理由
医療法人等又は医業を営む個人に関する情報であって、公にすることによって当該

- 医療法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
- 5 傍聴者の定員
10人
- 6 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 7 問い合わせ
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局（熊本県健康福祉部医療政策総室）
（電話 096-333-2204）

熊本県公益認定等審議会公告第1号

平成20年度第2回熊本県公益認定等審議会を次のとおり開催する。

平成20年9月26日

熊本県公益認定等審議会会長 原 田 卓

- 1 開催日時
平成20年10月6日（月）
午前9時30分から正午まで
- 2 開催会場
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館13階展望会議室
- 3 主な議題
(1) 公益認定等ガイドラインについて
(2) 県内所在の現行公益法人の概要について
(3) 移行認定申請・移行認可申請の手引きについて
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴人は事務局の指示に従い、審議会の開催会場に入ることができる。
(2) 傍聴の受付は、開催会場前において開催予定時刻の30分前から行い、傍聴人の定員を満たした時点又は開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴人の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県公益認定等審議会事務局（熊本県総務部私学文書課法制・公益法人室）
（電話096-333-2066）

くまもとの夢4カ年戦略策定委員会第2号

第2回くまもとの夢4カ年戦略策定委員会を、次のとおり開催する。

平成20年9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成20年10月3日（金）
午後2時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本市手取本町8番9号 テトリアくまもとビル10階
くまもと県民交流館 「パレアホール」
- 3 内容
くまもとの夢4カ年戦略の策定に係る審議
(1) 「くまもとの夢4カ年戦略」の素案について
(2) その他
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、係員の指示に従って、入室してください。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行います。なお、傍聴希望者が定員を超えたときは、入室できない場合があります。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県総合政策局企画課計画策定班

(電 話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 0 1 7)